

「水質基準の見直し等について（案）」に対する意見及びその回答

平成 15 年 4 月 21 日
水質管理専門委員会

本専門委員会の報告案である「水質基準の見直し等について（案）」については、平成 15 年 3 月 14 日（金）から 4 月 13 日（日）までの 1 ヶ月間にわたり、厚生労働省のホームページ上で、広く各界からご意見を募集したところ、105 の団体・個人から 402 項目にわたる意見・要望・質問などが寄せられました。

これらの中には、水道法に関する質問、過去の行政通知に関する質問、補助制度の要望など本報告案の内容と直接関連しないものが多く含まれていることから、ここでは、報告案の内容に関する意見・要望・質問などに限り、その主要なものを要約してご紹介するとともに、それに対する本専門委員会としての考え方をお示しすることとしました。

なお、「化学物質名としては IUPAC 名を用いるべき」など用字法に関して何点かご指摘がありましたが、これらについては担当委員と事務局で再度見直しを行うことで回答に代えさせていただくこととしました。ただし、化学物質名については、これまで従来の慣用名で議論してきた経過があり、議論の混乱を避けるため、本報告では慣用名で整理させていただくこととしました。

【 I. 基本的考え方】

- 水道水源の保全対策についても言及すべきである。

(答)

今回の主たる検討内容が水道水質基準の見直しであることから水質基準の設定に重点がおかれていますが、水道水源の保全対策の重要性は当然のことであり、本報告案においても、必要に応じ、水道水源対策及び水源の監視について言及しています。

- 水道財政の圧迫により逐次改正には対応できない。また、自己検査体制の崩壊が懸念される。

(答)

水道に限らず地方公共団体の財政事情が悪化している状況は承知していますが、安

全な水の供給は水道の生命線であり、最新の科学的知見に照らして適宜基準改定を行っていくべきものと考えます。

また、水質検査については、「VI. 水質検査における精度と信頼性保証」にもあるとおり、高いレベルが求められており、自己検査を行うべきか、委託するべきか、各水道事業者等の状況に応じて十分検討いただく必要があると考えます。

- 水質検査計画の実効性を高める観点から、その策定に関する事項は法律事項として、その内容については政令ないし省令で定めるべきである。

(答)

どのような法令形式になるかは別として、本報告案で言及している水質検査計画に関しては法令上の措置がとられるものと理解しています。

【II. 病原微生物に係る水質基準】

- 「大腸菌群」は、糞便性汚染の可能性の指標だけでなく、消毒効果の確認という側面もあり、指標として残すべきである。また、「大腸菌群」を「大腸菌」に変更するならば、「一般細菌」も「従属栄養細菌」に変更すべきである。

(答)

報告案で述べられているとおり、水道の品質保証という観点から糞便性汚染の検知には高い精度が必要であり、水質基準としては大腸菌を採用することが適切としたものです。また、一般細菌についても従属栄養細菌に変更する方向で考えており、データが集積され次第変更したいと考えています。

なお、工程管理のために必要な場合には、これまでと同様に大腸菌群を併せて検査することが望ましいと考えます。

【III. 化学物質に係る水質基準】

- 「人の健康の保護のための項目」と「生活上の支障を生ずる項目」とでは性格が異なっていることから、その性格に応じた位置付けを区別すべきである。

(答)

水質基準については、制度上、人の健康の保護及び生活利便上の観点から基準設定を行うが、その扱いについては同列に扱うべきものと解されることから、本報告案でもそのように扱っております。

なお、ご指摘のような点については、「XI. 今後の課題」の章において今後の検

討課題であるとしています。

- 水質管理目標設定項目について、水道事業者等に（水質検査など）一定の義務づけをする必要がある。

（答）

水質管理目標設定項目は、水質基準としての設定を要しない（水道事業者等に水質検査等を義務付ける必要がない）と判断された項目です。従って、これらについて何らかの義務付けを行う必要はないと考えます。

ただし、これらの項目についても、必要な項目は水質検査を行い、知見を集積していくことが望ましいと考えます。本報告案では、優先度の高い項目として、農薬、過マンガン酸カリウム消費量、ニッケル、亜硝酸性窒素、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラールなどを掲げています。

- 要検討項目は試験方法が確立されてから提示すべきである。

（答）

要検討項目は、毒性が明らかでない、水道水中での検出実態が明らかでないなど、水質基準又は水質管理目標設定項目に分類することのできなかつた項目です。言い換えれば、今後さらに検討を進めていくべき項目であり、水道事業者等に提示して注意喚起を行う段階にない項目ですが、情報公開の観点から、こういった物質についても検討したということでお示ししたものです。

- 要検討項目のうち、塩化ビニルについては水質管理目標設定項目とすべきである。

（答）

塩化ビニルについては、水道水中での検出実態が未だ明確でないことから、水質基準や水質管理目標設定項目に分類できないため、測定データ等知見の充実に努める必要があるものとして、要検討項目に位置付けたものです。

- 住民同意を条件とするならば、省略不可項目についても水道事業者の裁量に委ねてもよいのではないか。

（答）

本報告案で省略不可項目としているのは、病原微生物による汚染を疑わせる項目及び消毒剤・消毒副生成物に関する項目であり、これらの項目については、すべての水道事業者等において検査していただく必要があると考えています。

- 省略項目の選定は非常に難しいものであること、「検出しない」ことにより安心感や安全性が担保されることから、省略については全国一律とすべきではないか。

(答)

省略項目の選定に当たっては、それぞれの水道事業者等において原水や浄水処理の状況に関して十分に検討する必要があります。そして、このような検討を行うことが水質管理の質の向上に寄与すると考えられることから、本報告案で示した柔軟性については維持すべきものと考えます。

- シアンについては、従来どおり省略不可項目からはずすべきではないか。

(答)

詳細は公開されている議事録をご覧くださいと思いますが、本報告案の「シアン」が表すものは遊離のシアン(CN⁻)とその消毒副生成物である塩化シアン(CICN)です。従って、「シアン」については消毒副生成物といった側面を有することから省略不可項目としたものです。

- 1,4-ジオキサンは上水試験法にも登載されておらず、いきなり水質基準となるのは段階を踏んでいないのではないか。
- 監視項目となっていないクロロ酢酸がいきなり基準となるのはおかしいのではないか。

(答)

水質基準の設定手続きに関して誤解されているようですが、上水試験法への登載されていることや監視項目に設定されていることが水質基準とするための条件ではありません。その有害性や検出状況により、必要があると認められれば、水質基準として設定するのは当然のことです。

なお、これらの物質を水質基準とすべきとしたことについては、本報告及びその根拠資料(公表済み)にあるとおりです。

- 臭素酸については、高度処理施設を有する水道事業者等以外ではその測定に必要な機器を導入していないと考えられることから水質管理目標設定項目とすべきである。臭素酸の測定には特定(1社)の会社の機器を必要とすることから水質基準からは削除すべきである。

(答)

臭素酸については、人の健康を確保するとの観点から水質基準とすべきとしたものであり、機器の普及が進んでいないとの理由から水質管理目標設定項目とすることは適当ではないと考えます。なお、臭素酸の測定が可能な機器はご指摘の1社に限定されないことを確認しています。

- 臭素酸については、水道用薬品である次亜塩素酸ナトリウムに起因することがあるとの知見があるので、施設基準の早急な見直しが必要である。

(答)

ご指摘の点については、本委員会でも把握しており、行政において適切に処理されるものと理解しています。

- (オゾン活性炭処理を行っているが) 臭素酸の制御方法が確立されるまでは水質基準とすることを猶予してほしい。

(答)

WHO 飲料水水質ガイドライン (3 訂版) の議論においても、また、本委員会における議論においても、基準値 0.01mg/l は達成可能と考えられており、猶予の必要はないと考えています。

- 原水の性状から凝集不良等が発生する場合には、アルミニウムを提案の基準値以下で運転することは困難であるので、水質管理目標設定項目としてほしい。

(答)

アルミニウムについては、10 年以上の間快適水質項目とされてきていること、凝集剤にはアルミニウム系以外の代替物も存在すること、また、今回の基準値は、着色防止の観点及び適切な維持管理により達成可能な濃度という観点から当初 0.1mg/l が提案されたところを、実態を踏まえ基準を現在の快適水質項目としての値 0.2mg/l に修正したところであり、本報告案のとおり、水質基準項目とすべきであると考えます。

- 銅の基準値については WHO なみに 2mg/l にしてもよいのではないか。

(答)

銅については、生活利便上の観点から 1mg/l が設定されているものです。ちなみに、WHO のガイドラインでも生活利便上の観点 (acceptability) からは 1mg/l が設定されています。

- ジェオスミンと 2-メチルイソボルネオール^①の基準への対応は、大幅な施設の改善が必要であり、水質管理目標設定項目とすべきである。

(答)

これらの物質については、現に異臭味被害が発生しており、仮に施設の改善が必要であるとしても、水質基準とすることが適当であると考えます。

- ジェオスミンと 2-メチルイソボルネオールは臭いの観点（生活利便上の要請）から設定されているものであり、水質管理目標設定項目とすべきである。

(答)

既にお示ししたとおり、水質基準は、人の健康の保護及び生活利便上の要請の両面から設定されることが求められており、「臭いの観点」ということから、水質管理目標設定項目とすることは理由がないと考えます。

- ジェオスミンと 2-メチルイソボルネオールについては、基準達成のためには施設整備が必要であり、十分な経過措置と財政的支援措置が必要である。

(答)

これらの物質を処理するための施設整備については、既に厚生労働省の施設整備補助の対象となっています。経過措置については、本報告案において、規制の円滑な実施の観点から必要な経過措置などを設けるよう提言しています。

- （新たに追加された項目に関して）現行の基準、快適水質項目、監視項目に規定されておらず、本市においては通年にわたるデータの蓄積がない。唐突に基準にするのは性急に過ぎる。

(答)

水質基準の設定手続きに関して誤解されているようですが、監視項目などに設定されていることが水質基準とするための条件ではありません。その検出状況などにより、必要があると認められれば、水質基準として設定するのは当然のことです。

なお、これらの物質を水質基準とすべきとしたことについては、本報告案及びその根拠資料（公表済み）にあるとおりです。

- 非イオン界面活性剤は、排水規制の対象ではなく、原水にも基準値の数倍の濃度で含まれ、常時濃度監視や活性炭処理をしなければ基準に対応できないため、的確な対応がとれるまで水質基準とすることは猶予してほしい。

(答)

水質基準については、既にお示ししているとおり、人の健康の保護及び生活利便上の要請の両面から設定されるものです。非イオン界面活性剤については、生活利便上の要請の観点からその検出状況などを踏まえ水質基準とすべきとしたものです。

なお、水質基準とすべきとしたことについては本報告案及びその根拠資料（公表済み）のとおりです。

- 非イオン界面活性剤については、ロスマイルス法により 0.1mg/l で泡立ちが認められたことから、基準値としては 0.1mg/l とすることが適当である。

(答)

当方が参考とした信頼できる文献においては、基準値案での発泡が認められたとの報告があり、原案どおりとしたいと考えます。

- （非イオン界面活性剤については）示された試験方法の定量下限値から基準値を 0.02mg/l とすることは無理がある。基準値を考え直すか、検査方法を改善すべきである。

(答)

検査方法を見直した結果、定量下限として 0.005mg/l が得られることが確認されたので、基準値案として 0.02mg/l で問題ないと考えます。

- 約 100 年と長い間用いられてきた過マンガン酸カリウム消費量を TOC に切り替える必要はないのではないか。

(答)

本報告案でも詳述しているとおり、有機物指標としては TOC の優位性は明らかであり、この機会に TOC に変更すべきものと考えます。

- TOC を水質基準項目とすることには基本的に賛成ですが、過マンガン酸カリウム消費量は長年使用されてきた指標であり、移行に際しては円滑な移行措置がとられることを希望する。

(答)

ご賛同ありがとうございます。ただ、TOC 計は、既に広範に普及していると考えられることから、円滑に移行できるものと考えています。